

泉大人権第467号
令和2年1月9日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 山崎 弦 一 様
大阪南地域協議会
議長 清水 俊雅 様
泉州地区協議会
議長 田中 政和 様

泉大津市長 南出 賢一

2020(令和2)年度政策・制度予算に対する要請について(回答)

平素は、本市行政に対しご協力をいただき、誠にありがとうございます。
令和元年10月8日付けで要望のあった標記の件について、別紙のとおり回答申し上げます。

《担当》

〒595-8686

大阪府泉大津市東雲町9番12号

泉大津市 総合政策部人権くらしの相談課

TEL 0725-33-9208

FAX 0725-33-7780

E-mail info@city.izumiotsu.osaka.jp

1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

(2) 就労支援施策の強化について

① 地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績を検証し、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業の強化を図ること。

さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績（利用件数、就職者数など）を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築していくこと。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めること。

(回答)

就職困難者への就労支援につきましては、今後も庁内関係課並びにハローワーク泉大津、大阪府等と連携を図り、地域就労支援センターの充実に努めてまいります。

また、阪南地区に多い働き方のミスマッチ現象についても阪南地域労働ネットワークを中心に、その解消に努めてまいります。

② 障がい者雇用施策の充実について

障がい者雇用を促進すること、とくに障がい者の受け入れ実績のない「障がい者雇用ゼロ企業」に対して事業所訪問やカウンセリングなどを通じ、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを強化すること。

また精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着（離職率の改善）に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。

(回答)

障がい者の就労支援と職場定着支援に関しては、ハローワーク、労働基準監督署等との連携により、法定雇用率達成に向け取り組んでまいります。

障害者就業・生活支援センターや、障害者総合支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援、そして平成30年度から始まった就労定着支援事業所と連携を図りつつ、障がい者雇用の推進と職場定着を推進していきます。

③女性の活躍推進と就業支援について

女性活躍推進法に基づき、女性の積極的な登用を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を検証し、施策の拡充を図ること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実もあわせて行うこと。

(回答)

平成28年3月に策定した泉大津市男女共同参画推進計画については毎年審議会を開催し計画に定めた諸事業の実施状況の点検を行っています。

女性の再就職支援のためのプログラムについては応援セミナーを開催するなど、その充実に努めているところです。

(3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

①「同一労働同一賃金」と事業主「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

同一企業で働く正社員と、パート労働者や有期雇用労働者などいわゆる非正規雇用の方との間の不合理な待遇差をなくすため、「同一労働同一賃金」の法整備が2020年4月から施行される（中小企業は2021年4月）。本年4月に施行された「働き方改革関連法」とあわせて、内容の周知・徹底を、労働者、企業、経済団体等に対し十分に行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。

また、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を事業主に義務付ける「改正労働施策総合推進法」も本年5月に成立した。今後策定される指針の内容も含め、周知・徹底を図ること。

(回答)

同一労働同一賃金、働き方改革関連法など施行されることで対象となる事業者に対し関係機関などと連携を図り、周知・啓発に努めてまいります。

②法令遵守・労働相談機能の強化について

長時間労働の強要、残業代カット、名ばかり管理職、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。さらに、利用者のニーズも踏まえて SNS を活用した労働相談の実施も検討すること。

(回答)

社会問題化している労働問題については、大阪府労働局及び泉大津労働基準監督署と連携を図り、周知・啓発に努め、相談の場で悪質な疑いがあれば、大阪労働局と連携し適切な対応を講じてまいります。

(4) 地方創生交付金事業を活用した就労支援について

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業等で「女性の活躍推進」、「若者・大阪企業未来応援事業」、「次代を担う人づくり」などが掲げられている。そこで、事業の情報発信力を高めるとともに、SDGs が掲げる「ジェンダー（ジェンダー平等を実現しよう）」や「成長・雇用（働きがいも経済成長も）」の目標達成に向け、とくに魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

(回答)

地方創生交付金事業を活用した就労支援については国の動向を注視しつつ、中小企業での若年層の定着支援策について検討してまいります。また、就業ニーズが高い職種の定着支援策については、庁内関係課並びにハローワーク泉大津と連携を図り、その促進に努めてまいります。

(5) ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

①男女共同参画社会をめざした取り組み

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。また大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児休業取得促進を含めた育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。

(回答)

女性が安心して働き続けられる環境整備づくりと男性の働き方の意識改革に向けて、相談窓口の充実を図るとともに大阪労働局や大阪府と連携しワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた適切な対応に努めてまいります。

②治療と職業生活の両立に向けて

がんなどの病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮を行う必要がある。そこで、会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携事例の発信など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。

(回答)

がんをはじめとする傷病の治療を行いながら働く労働者に対し、市内事業者が適切に配慮できるよう、関係機関と連携し、働きかけてまいります。

(6) 「不当労働行為救済命令」の着実な履行について

各自治体においては、大阪府労働委員会による不当労働行為救済命令（初審命令）が着実に履行されるよう、大阪府と連携して不当労働行為企業を、一定期間、指名停止するなどの対応を強化されること。

(回答)

不当労働行為企業の指名停止につきましては、国・府における今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

(7)外国人労働者が安心して働くための環境整備について

地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。

また生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者が習得できるようサポートを行うこと。

(回答)

地域で暮らす外国人から労働相談があった場合には、必要に応じて大阪府が設けております窓口への案内、労働関係法令の周知はホームページやチラシでの情報発信を行っております。

本市では、日本語ボランティアを養成する講座を自主的に開催している国際交流団体の紹介や、在住外国人等へ日本語の学習機会を提供する日本語教室を開催する団体への補助金交付などを行っており、引き続き多文化共生の推進に資する取組みを支援していきたいと考えております。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1)中小企業・地場産業の支援について

①ものづくり産業の育成強化について

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、ものづくり企業の従業員やOBなどをインストラクターとして養成し、さまざまなものづくり現場で改善や後継者育成の指導を目的として、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。

(回答)

地域産業関連団体等による販路の開拓をはじめ、新商品・新技術の開発、人材の育成・確保などの取組みに対して支援を行うことにより、ものづくり産業の育成を行っているところですが、今後、MOBIOの活用や連携を視野に入れ、大阪府をはじめ、地域産業界や商工会議所等と意見交換を行い、ものづくり現場を改善支援できる中小企業の支援について調査研究してまいります。

女性のものづくり企業への就職促進の支援策につきましても先進事例や近隣市町の取り組み等を参考に検討してまいります。

②若者の技能五輪への挑戦支援について

ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、技能五輪の全国大会・国際大会に積極的に挑戦する若者が増加するよう、広報を強化するとともに支援を拡充すること。とりわけ中小企業に働く若者が参加できるよう、周知や支援を強化すること。

(回答)

技能五輪など中小企業の若者の支援になることについて情報収集を行い、地域産業関連団体、商工会議所と連携し、周知や調査研究してまいります。

③中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資の際、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性を重視することとし、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

(回答)

本市独自の制度融資はございませんが、地域の経済状況を鑑み、本市で実施している中小企業事業資金利子補給制度の対象となる制度融資の拡充及び対象期間の延伸を実施してまいります。

④非常時における事業継続計画（BCP）について

災害時に、顧客や従業員の安全、会社の事業、取引先への信用、従業員の雇用などを守るべく、事業継続計画（BCP）の策定が重要となっている。しかし中小企業への普及率は、依然低い状況にある。そこで関係機関との連携を強化し、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また企業の防災対策を入札時の加点要素に加えるなど、BCP制定のインセンティブ制度を導入すること。

（回答）

中小企業等が策定する事業継続計画（BCP）の策定支援につきましては、中小企業向けの事業継続計画（BCP）セミナーを開催している商工会議所等と連携し、計画策定のための支援を行ってまいります。

入札時に BCP 制度のインセンティブ制度は導入しておりませんが、入札参加資格者格付時に、本市と防災協定を締結した企業に対し、防災協定点として加点を行っております。

(2) 下請取引適正化の推進について

中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。とくに本年は消費増税が予定されていることから、適正な価格転嫁ができるよう、より強く国に働きかけること。

（回答）

入札参加業者に対しては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（国土交通省土地・建設産業局長通知）により、下請代金支払いの適正化・建設労働者の適切な賃金支払いを指導するとともに、落札業者に対しては、「下請契約に係る遵守事項」を示し、下請や労働者に対する適切な契約・支払いの遵守等の指導を引き続き行ってまいりたいと考えております。

(3)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について具体的な検討を行うこと。

(回答)

公契約条例につきましては制定しておりませんが、契約書の約款に、請負者の法令上の責任として労働基準法や最低賃金法をはじめとする法令を遵守するよう明記しています。公契約条例の制定等につきましては、国・府における今後の動向を見極めて判断してまいりたいと考えております。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1)地域包括ケアの推進

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの推進にむけ、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

(回答)

地域包括ケアシステムの構築に向けて、利用者や被保険者に対する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や、事業者アンケート等を実施し、その結果を基に策定した泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護サービスの充実を図っています。また、在宅医療・介護連携会議や多職種の専門職が集まる会議を開催し、地域包括ケアシステム構築を推進するとともに、市ホームページへの掲載や市民講座等を利用し、広く市民への情報提供を行っています。

(2) 予防医療のさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診などの受診率を向上させるためにも、大阪府が実践的に取り組む「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」などを市民に広くPRする取り組みを行うこと。また、市民が行政が実施する健康に関する事業や情報などを気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。

(回答)

「健活 10」や「おおさか健活マイレージアスマイル」につきましては、大阪府から提供されたリーフレットを集団健診や市のイベントなどで配布するとともに、広報紙やホームページを活用して、市民への周知を図っています。

情報の発信や関係機関との連携につきましては、「第2次健康泉大津21計画・泉大津市食育推進計画」の次期計画に位置付けられる「いずみおおつ健康食育計画」を今年度策定するなかでも課題と捉えていますので、令和2年度からの計画に今後の取り組みについて記載することを検討しています。

(3) 医療人材の勤務環境と処遇改善

医療の安全確保のため、市立病院など医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、新たな医療人材の確保に向け、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充などを積極的に実施すること。

(回答)

国の進める働き方改革による、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得などについての労働基準法の改正に的確に対応するとともに、院内で設置している職員衛生委員会や働き方検討委員会において医療現場の実情を把握し、職員の健康に配慮してまいります。

また人材の確保、定着については、院内保育所の設置による勤務環境の改善や昇任試験によるキャリアアップ及び院内外における研修会、学会参加による専門性の向上により努めております。

(4)介護サービスの提供体制の充実にむけて

①介護労働者の処遇改善と人材の定着

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。

(回答)

介護労働者の処遇の向上については、ホームページでの掲載等により介護職員処遇改善加算の制度周知を行っています。また、介護サービス事業者等に対して、介護保険法及び関係法令等を遵守し、介護職員処遇改善加算の取扱いも含め適正な事業運営を行うよう実地指導等の機会をとらえて今後も引き続き指導をしてまいります。

②地域包括支援センターの充実と周知徹底

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効あるものとして機能を発揮できるよう、有効な対策を講じること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、地域包括支援センターが、家族などが介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を持つことについて、地域住民に認識してもらえるよう、周知・広報の取り組みを強化すること。

(回答)

地域ニーズを把握するため、利用者や被保険者に対する介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や、事業者アンケート等を実施し、その結果を基に策定した泉大津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターの充実を図っています。

また、地域包括支援センターの役割を認識してもらえるよう、市ホームページへの掲載や市民講座等を利用し、広く市民への情報提供を行ってまいります。

(5) 子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

①待機児童の早期解消

待機児童の早期解消に向け、子ども・子育て支援事業計画の適切な見直しを行うこと。また、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。整備の際には、保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携などを行うこと。

(回答)

本市では、待機児童解消策として、新制度移行により、市内に7園あった民間保育園がすべて認定こども園に移行したほか、市内公立施設においても一体化を進め、すでに3園の公立認定こども園が開園しています。また、ニーズ調査等による将来予測のもと、現在、第二期いずみおおつ子ども未来プランの作成中です。今後はその計画のもと事業を行って行く中で待機児童解消に向けた取り組みを実施してまいります。

②保育士等の確保と処遇改善

子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。そのための正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。

(回答)

保育の質の向上および保育士の確保は最重要課題と考えており、そのためにも保育士の労働条件等を今後も関係課と協議の上、進めてまいります。また、市内民間認定こども園に対しても処遇改善の重要性を共通理解の上で、処遇改善等加算の申請についても行っているところです。

③地域子ども・子育て支援事業の充実

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育など多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。

(回答)

病児・病後児保育、延長保育等のサービスについては、引き続き地域の保育ニーズや制

度の主旨を勘案し財政支援を行ってまいります。

④企業主導型保育施設の適切な運営支援

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査などに市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせ、国に要望すること。

(回答)

企業主導型保育施設の指導・監査については、5市1町にて共同設置している広域事業者指導課を通じて関わっています。また国への要望につきましては、適切に行ってまいります。

(6)子どもの貧困対策について

各市町村での「子どもの貧困」の解消に向け、教育の機会均等を保障するための経済的支援を含む具体的な支援・取り組みを迅速に行うこと。また、居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施すること。

(回答)

本市では、各関係機関と連携を図り、子どもの貧困関係者会議を開催し、必要な支援の把握と対策を検討し、施策の推進を図っております。また、こどもの居場所を運営する地域団体の連絡会を開催し、補助金の交付や貧困に係る施策について情報提供・共有に努めています。

生活困窮者自立支援制度の子どもの学習支援については、関係課と連携し対象となる家庭への情報提供に努めています。

(7)子どもの虐待防止対策について

児童虐待を未然に防ぐため、市民に対し「児童虐待防止法」の周知を図ること。特に国民の通告義務や児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について広く啓発活動を行うこと。また、ネグレクトなどの児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産包括支援事業や産婦検診事業をはじめとする事業により、効果的な支援が実施できるようセンターを運営するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修などを実施すること。

(回答)

市のこどもフェスティバル等のイベントや、小中学校で虐待に関するパンフレットを配布しています。また、児童虐待防止月間の令和元年11月1日には、市長を中心に街頭啓発を行い、児童虐待を未然に防ぐための周知を図っております。

また、子育て世代包括支援センターでは、妊娠届出時の面接をはじめとして妊婦健診や乳幼児健診、様々な教室等を通して状況を把握、関わりを持つことにより、各ステージの子ども、保護者に対し、切れ目のない支援を行うよう努めております。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1)指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。教職員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。

(回答)

3年生以上の35人学級をめざした取組みについては、財政上の課題もあり検討しているところです。現在、国、大阪府が実施している小学校1，2年生の35人学級の拡充について、引き続き要望していきます。

勤務実態については適切な把握に努めるとともに、教員の長時間勤務解消に向けて、今後も継続的に研究を進めてまいります。

(2) 奨学金制度の改善について

2017 年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。

(回答)

給付型奨学金制度の拡充につきましては、国・府へ引き続き要望してまいります。

(3) 労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育の充実、カリキュラム化を推進することまた、選挙権年齢が満 18 歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

(回答)

高等学校教育につきましては、大阪府等が所管するところではございますが、教育活動全体を通して、児童生徒が社会人として必要な知識を身につけ、社会を構成する一員としての自覚を養えるよう、努めてまいります。

(4) 人権侵害等に関する取り組み強化について

① 差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、早期に条例を制定すること。

(回答)

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチは、上記の解消法第 2 条の規定により公序良俗に反することは明らかであり、許されるものではないと認識しています。

本市としては、国の考え方や大阪府の動向などを注視するとともに、それぞれの施設の使用許可において公序良俗に反する目的で使用する場合はその許可を行わないことを旨として、その管理を行ってまいります。

②多様な価値観を認め合う社会の実現

LGBTなどのセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・府民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月には「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針が策定されたが、その検証も行うこと。また、2015年3月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、泉大津市においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

[大阪市については条例制定済み]

(回答)

LGBTなど性的少数者への理解の増進につきましては、国における多様性と包合の促進に資する法整備を注視するとともに、その啓発に努めてまいります。

③就職差別の撤廃・部落差別の解消

この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことから、連合大阪は、大阪労働局、大阪府に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

(回答)

就職差別については泉大津市事業所人権協議会の活動等を通じその廃絶に向けた取組を進めてまいります。また、「部落差別解消推進法」は、法として部落差別が存在することを明記しており、部落差別のない社会の実現に向け、意義深いものであると認識しています。

本市では、同法における地方公共団体の責務に鑑み、部落差別の解消を市の重要課題の一つと捉え、関係機関と連携し、部落差別の解消に向けた相談体制の充実や、人材意識を高めるための教育・啓発などに取り組んでいるところであり、今後も一層の取り組みに努めてまいりたいと考えています。

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策に基づく取り組みを実施すること。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」などを周知するなど、効果的な啓発活動を実施すること。

さらに、2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。

(回答)

食品ロス削減対策に基づく取り組みについては、ホームページへの掲載のほか、市民に向けた出前講座や環境に関するイベント、エコクッキング教室等の開催し、その中で、「3010運動」についても周知するなど、効果的な啓発活動に努めております。

また、フードバンク活動に対する直接的な支援は行っておりませんが、市と食品関連業者の連携で、「生き生き食糧支援(泉大津版フードバンク)」に関する協定を締結しており、賞味期限のせまっているものや外箱の破損等で処分を予定されているもの・廃棄またはリサイクルするものを、生活困窮世帯に配布したり、子どもの貧困対策や災害対策に活用しております。

今後とも先進的な事例の調査や関係部署との連携を進めてまいりたいと考えております。

(2) 消費者教育としての悪質クレーム(カスタマーハラスメント)対策の実施

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとして、消費者に倫理的な行動をうながすための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回答)

消費者庁が消費者月間のテーマとして掲げております「ともに築こう豊かな消費社会～誰一人取り残されない～」の実現に向けて、本市においても消費生活センターを設置しさまざまな相談に対し対応を行っております。また、悪質なクレマーに対する対策として啓発講座、教育委員会と連携した消費者教育を行うなどその対応にあたっているところであります。

(3)特殊詐欺被害の未然防止対策の強化

大阪府では、高齢者などが狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助などの対策を実施すること。

(回答)

高齢者への特殊詐欺の被害については認識しており、被害に遭う前の対策をあらゆる手段を駆使し情報提供、注意喚起を行っており、今後も継続して取り組んでまいります。

また、特殊詐欺被害を防ぐための自動通話録音機や詐欺対策機能の備わった電話機などの貸し出しや補助につきましては、一定の優位性があると考えておりますが、財政面の問題があることから必要に応じ対策を講じてまいります。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1)交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対しての助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長、また設置後の補修についての助成を国・大阪府に働きかけを行うこと。

(回答)

市民が安心して公共交通機関を利用できるよう、公共交通事業者と交通環境についての情報を共有し、公共交通機関のバリアフリー化促進と安全対策の充実に努めてまいります。

(2) 高齢ドライバーの安全対策について

最近、高齢者の運転と見られる事故が頻発している。今後高齢ドライバーが増加することから、未然防止に向けた啓発、さらにはドライバー教育・講習の充実、免許証返納の際のインセンティブ制度の検討を行うこと。併せて、交通空白地帯を作らないよう、公共交通機関の充実をはかること。

(回答)

市では春・秋の交通安全運動を通じ、高齢者運転対策として、高齢者実践体験型交通安全教室、老人ホームでの交通安全教室等を実施し、交通ルールとマナーの徹底と交通安全意識の向上を図っており、今後も警察署と協力し啓発に努めてまいります。運転免許証返納の際の市独自の取組みはございませんが、自主返納サポート制度で企業や店舗での割引等の特典があり、また、高齢者や障がい者等の社会参加を促進するために、市内の福祉施設等を循環している「ふれあいバス」もございます。つきましては、今後とも他市の取組み等を研究するとともに、返納しやすい環境づくりを進めるため、警察署とも連携協力を図ってまいりたいと考えております。

(3) 防災・減災対策の充実・徹底

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、市町村の支援を行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと

(回答)

市民の防災知識・意識の向上を図るため、東日本大震災以降の新たな被害想定で作成した「総合防災マップ」等を活用し、市民や事業者を対象に積極的に「防災出前講座」や訓練を実施しています。また、英語、中国語、韓国語による防災パンフレットを作成し、外国人を含む要配慮者に対しましても、防災知識の向上が図れるよう広く周知しているところです。

また、避難行動要支援者の支援制度につきましては、名簿作成を経て、地域の避難支援等関係者に名簿を提供しておりますが、今後も平時から繋がりのある福祉部局等と連携を図りつつ、地域全体での連携により迅速に避難ができる体制を構築できるよう取り組み、災害時の被害減少を目指してまいります。

なお、ホームページにつきましては、大規模災害発生時には情報提供に有効なツールと

考えておりますので、特設ページを設ける等の対応を図ってまいります。

(4)地震発生時における初期初動体制について

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規で働く職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。また震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携が行えるよう、各自治体に働きかけを行うこと。その上でも大規模災害発生の際には行政の対応にも限界があることから、日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助の観点から地域住民に協力いただくような日常的に地域防災対策を講じる事。

また、地震発生の時間帯が帰宅・出勤（通学）時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても大阪北部地震の検証を踏まえて防災計画への反映を行うこと。

さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に交通機関の情報など、外国人旅行者が特に必要とする情報を、迅速、的確かつ分かりやすく、より多くの言語で提供するための専用ウェブサイトやアプリ等を早急に開発すること。

(回答)

大規模な地震が発生した場合など、行政機能が著しく低下する中であっても、初期初動体制を含め、迅速かつ適切に災害応急対策を開始するとともに、可能な限り早期に通常業務を復旧させることが重要であり、本市におきましても「業務継続計画（BCP）」を作成し、庁舎や職員など行政の被災を前提とし、限られた資源の状況下においても継続する必要がある非常時優先業務を選定し、災害対応を図ることとしています。また、阪神淡路大震災時でも自宅近くの自治体で他自治体の職員が災害対応を実施した事例もあり、そのような非常事態の際には緊急対応できるよう他自治体と連携を図るとともに、本市で実施している「防災出前講座」を通じて地域住民に自助・共助の重要性を伝え、地域の防災力向上につなげてまいります。

次に帰宅困難者への対応につきましては、地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、避難所の確保及び帰宅者が無事に帰宅することができるように、店舗等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供などの支援の仕組みづくりを図ってまいります。

また、外国人への対応につきましては、日頃より市作成の「外国人のための防災ハンドブック」を活用し、避難所や被害想定、避難に係る注意事項等を周知しています。加えて、大阪府作成の「外国人のための防災ガイド」等を活用し、国際交流協会等関係機関と連携しながら、外国人に配慮した支援に努めます。なお、本市のウェブサイトは多言語対応（英語・中国語・韓国語）となっており、災害時にも外国人の方に情報提供できるよう努めて

まいります。

(6)集中豪雨など風水害の被害防止対策

これまでも日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であるとする。あらためて危険度が高いと見られる地域の未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。

(回答)

本市においては、山間部がなく土砂災害の危険性はありませんが、大雨による洪水（河川堤防の決壊）などの可能性は否めません。市域上流部の市や隣接市町と連携しながら、「早めの避難」で減災できるよう、引き続き対策を図ってまいります。

避難情報の内容につきましては、現在実施している「防災出前講座」の中で、ハザードマップなどを活用しながら、地震災害だけに注目せず、変更のあった避難情報等の周知・広報を交えた昨今の水害事情を含めた講座を実施し、今後も積極的に市民の防災意識の向上を図ってまいります。

(7)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの府民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

(回答)

本市においては、警察及び市民ボランティアからなる防犯委員会と協働で犯罪防止に向けた街頭啓発運動を実施しております。また、広報、ホームページの掲載に加え、自治会等の掲示板での掲示による犯罪防止の啓発を行うとともに、青色防犯パトロール車における市内巡回を実施しております。また、安全安心なまちづくりの取組みを進めた結果、平成28年10月には世界保健機関（WHO）が推奨するセーフコミュニティ国際認証を取得いたしました。これらの活動の一環として、平成27年度より自治会が設置する防犯カメラにかかる費用の一部を助成する制度を創設したことに加え、市においても南海3駅（泉大

津、松ノ浜、北助松) 周辺への防犯カメラ設置をはじめ、市公共施設への設置を進めているところです。今後、より一層、犯罪防止の効果的な対策を講じてまいります。

大阪南地域協議会 統一要請

○関西国際空港への非常時のアクセス手段の確保について

2018年9月に猛威を振るった台風21号の強風によって発生した関西国際空港連絡橋へのタンカー衝突事故は、想定外の事故であったと推測されるが、同時に空港連絡橋に偏ったアクセス手段の脆弱性をあらためて露呈することとなった。

関西国際空港連絡橋が破損したことにより、一時3,000人以上の空港利用者等(空港旅客、送迎者、見学者、空港関係職員等)が島内に孤立した。翌日より神戸空港に向けて高速船での救助を開始したが、対岸の泉州地域で居住する空港利用者等は現実的に利用が困難であったことから、多くの帰宅困難者を発生させる事態となった。

このことを教訓に、空港利用者等を対岸である泉州地域に救助するため、各自治体より関西エアポート(株)に対し、早急に防災業務計画の見直しを図るよう強く要請していただくとともに、空港連絡橋および神戸空港航路以外の「非常時のアクセス手段の確保」を目的に、「災害発生時および非常事態発生時に関する協定書」を締結していただくよう併せて要請する。

(回答)

本市としましては、関西国際空港に係る諸課題について、泉州地域の9市4町で構成する泉州・市町関西国際空港推進協議会に参画し、同協議会を通じて取り組んでいるところでございます。

同協議会では関西エアポート(株)に対し、事象に関わらず予防・緊急対応・早期復旧の全てのフェーズで的確に対応できる新BCP(事業継続計画)の早期構築を要望するとともに、空港連絡橋の代替アクセスとして有効である空港連絡南ルートの実現等に向けて関係機関に働きかけを行うよう要望しているところでございます。

今後につきましても、引き続き協議会の活動を通じて働きかけていきたいと考えております。

泉州地区協議会 独自要請

《泉大津市》

(1) 地域医療体制の確立について

地域医療を守る観点から、健全な財政運営に向け、医業収支差引が黒字となるよう、医業収益及び医業費用の徹底した見直しを行うこと。特に、開業医・他病院からの受入率については、昨年の回答において積極的に「受け入れる」ことを基本方針としていることから100%とすること。また、地域周産期母子医療センターをはじめ病床稼働率は、新改革プランに掲げた目標値85%を下回らないことを前提とし、90%以上に引き上げるよう、ベッドコントロール改善策を示すこと。

さらに、会計の際に長時間待たされる事例が見受けられることから、待っている方々の進捗状況を明示し、トラブルのないよう対策を講じること。

(回答)

今後、益々経営環境が厳しくなることが見通される中で、更なる経営改善が求められています。このため、当院においても様々な取組を行っており、その一環として、紹介患者の受入については患者数増減の大きな要因となることから、積極的に受け入れることを基本方針として進めております。また、病床利用率の向上に対する取組としてベッドコントロールセンターの活用により、効率的な病床管理に努めております。また、会計については、表示板に進捗状況を明示するとともに、会計待ち時間についても調査を行い、待ち時間短縮に取り組んでおります。

(2) 地域振興策について

泉大津駅西側の開発にあたっては、地域の声を聴きながら、夏フェスの集客率と知名度を利用するなど、現在、泉大津市で展開している商工業振興施策を具体的に示すこと。

また、街灯整備については防犯灯設置の補助による自治会任せにすることなく、引き続き行政の責任において、市内全体の最適化となる設置を行うこと。そして、街灯のみならず、カーブミラーの点検・整備を行い、交通安全の向上を推進すること。

(回答)

泉大津駅西側の活性化にむけては、夏フェス会場での特産品を切り口にしたシティプロモーション活動や近隣商店街で特産品が購入できる地元還元セールなどを実施するなど取り組みを進めてまいります。

街灯（防犯灯）整備につきましては、街路灯や公共施設に設置している照明灯のほか、自治会に積極的に働きかけを行い、防犯灯の設置を促進するとともに、地球温暖化対策及び防犯対策のため、平成23年度より3年間かけて、市内20W蛍光灯防犯灯の全LED化を実施し、蛍光灯に比べ長寿命による長期間安定した照度維持及び照度向上を実現しました。

また、泉大津市セーフコミュニティの分野別対策委員会である犯罪防止対策委員会による、各家庭での夜間の門灯の点灯を呼びかける「一戸一灯運動」も実施しており、引き続き、自治会等と連携し、防犯カメラの設置補助に加え、防犯灯未設置箇所の設置促進に向けた取組につきましても推進してまいります。

カーブミラーにつきましては、毎年点検・整備を行っており、老朽化の激しいもの、危険度が高いものについては順次交換をし、ミラーの歪みがあるものについてはその都度角度調整を施し、安全対策を講じているところです。今後も警察や交通安全協会等と連携し、交通安全に努めてまいります。

(3)防災について

集中豪雨等の想定外の災害について、大阪府や近隣市町村と連絡を密にして情報収集し、「早めの避難」等で対応・対策するとのことであるが、泉大津市で暮らす住民は当然のことながら、泉大津市臨海部で働く労働者に対しても、避難場所の周知や避難行動の対応など、その対策を具体的に示すこと。

また、緊急時に対応できる行政職員の人員確保と人材育成、更にはイベント開催時なども想定した災害対応マニュアルの早期作成と周知など、必要な機材の確保に努めること。

(回答)

近年多発する集中豪雨や地震災害等の災害、また、各種災害への備えなどについて、地域住民はもとより、臨海部企業でも従事者に対し、ハザードマップを活用した想定周知など積極的に「防災出前講座」を開催しており、今後も引き続き大規模災害に備えた対策の周知を図ってまいります。

なお、災害に備えた人員確保、人材育成については、防災研修等を通じて育成等に努めます。また、近年大規模なイベントも毎年開催されており、多くの観客が本市を訪れる状況にありますので、イベント主催業者のほか関係機関との連携強化を図り、「減災」に努めてまいります。

(4)総合的な都市機能の充実について

北助松駅について、多くの住民、特に学生利用が多い駅であり、その交通対策は喫緊の課題である。この北助松駅の周辺の交通対策について、昨年の回答において、国・大阪府に対し補助金等の要望を行っているとのことであるが、その進捗状況を示すこと。

また、市民会館の跡地利用及び図書館の新設について、住民も大きく期待しているところであり、広く住民に対し情報を公開しながら展開していくこと。

(回答)

北助松駅については、多くの住民、特に学生利用が多い駅であることは認識しており、今年度は、国からの補助金の交付を受け、この北助松駅の周辺の交通対策を含む市全域にわたる交通体系のあり方についての検討を行っているところです。

市民会館等の跡地利用については、公民連携を図りながら、「健康」などをテーマとした公園の整備および公園隣接地では民間事業者による利活用を想定しており、民間事業者との対話や市民ワークショップを開催しながら、検討を行っております。

図書館についても、情報公開のみならず、新図書館整備についてのアンケート、ヒアリング、ワークショップ等を開催しながら、市民とともに検討を行っております。

情報については、市ホームページをはじめとする様々な媒体を通じて随時公開を行っております。